

5 介護する方への支援

介護者支援

●在宅福祉介護料

在宅で介護をされている人の労をねぎらうために介護料を支給します。

- 対象となる人 長野市内に引き続き1年以上居住する65歳以上の要介護高齢者（要介護3以上）と同居し、基準日（7月1日または1月1日）以前1年間に、通算して6か月（180日）以上在宅で介護をしている人
 - 基準日前日時点で死亡・転出・福祉施設へ入所している要介護高齢者及び要介護度が初めて3以上の状態となり、180日以上経過していない要介護高齢者は除きます。
 - 入院・施設入所・ショートステイ利用期間は在宅介護期間から除きます。
- 支給額 第1種（要介護4・5）年額…35,000円
第2種（要介護3）年額…25,000円
- 支給時期 9月または3月
- 申し込み ・7月1日基準日の場合は7月中に申請してください。支給は9月になります。
・1月1日基準日の場合は1月中に申請してください（9月に支給を受けた人を除く）。支給は3月になります。
- 担当課 地域包括ケア推進課

●介護者教室

各地域の地域包括支援センター・在宅介護支援センター等で、在宅で介護をされている人等を対象とした介護者教室を開催します。詳しくは、地域包括支援センター、在宅介護支援センター（5・6ページ）へお尋ねください。



●介護者のつどい

介護をしている人を対象に、日頃の介護に対する思いなどについて介護者同士が話し合う短時間（2～3時間）の交流事業を行います。

詳しくは、長野市社会福祉協議会地域福祉課へお尋ねください。

- 対象となる人 市内にお住まいの介護をされている人
- 実施内容 市内の老人福祉センターなどを会場に開催します。
- 問い合わせ先 長野市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 227-3030

●るすばん介護支援事業

在宅で介護をしている介護者を対象に、介護者が外出をする間（2時間もしくは3時間）において訪問介護事業者の訪問介護員が代わって留守番を行います。

詳しくは、長野市社会福祉協議会地域福祉課または担当のケアマネジャーにお尋ねください。

- 対象となる人 下記の要件に全て該当する人
 - (1) 居宅介護支援事業を利用している市内在住の要介護認定者を在宅で介護している人。
 - (2) 長野市内に居住の実態があること。
 - (3) 要介護認定者と同居、もしくはそれに準ずる状態にあること。

■利用時間 午前6時から午後10時まで

支援時間	利用料金（平日）	利用料金（平日時間外※ 土日・祝日）
2時間コース	280円	360円
3時間コース	420円	540円

※ 平日時間外…午前6時～午前9時、午後5時～午後10時

- その他 介護者お一人につき年度内6回までのご利用となります。
- 問い合わせ先 長野市社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 227-3030

5 介護する方への支援

●認知症見守り SOS ネット

事業者の協力により、認知症の行方不明高齢者を早期に発見し、安全確保・家族等の負担軽減につなげる事業です。警察署・消防局の窓口で情報提供依頼があった場合に、市から協力事業者に情報を提供し、協力事業者には業務の範囲内で発見情報を提供していただきます。

- 対象となる人 認知症が原因で行方不明となった概ね 65 歳以上の高齢者
- 申し込み 対象となる人の親族等が長野中央警察署、長野南警察署又は長野市消防局各署で申請していただきます。
持ち物 対象者の写真 1 枚（写真の情報提供を依頼する場合）
- 担当課 地域包括ケア推進課

（参照）「安心おかえりカルテ」（44 ページ）

●はいかい高齢者家族支援サービス助成事業

はいかい行動が見られる認知症高齢者を自宅で介護するご家族が、民間事業者が提供する位置情報検索サービスを利用するのに必要な費用の一部を助成します。

- 対象となる人 市内在住の 65 歳以上ではいかい行動のある事業対象者（59 ページ）、要支援 1～要介護 5 の認知症高齢者を在宅又は通いで介護されている人
- 助成額 初期費用（加入金、登録手数料、機器購入費など）10 分の 10（上限 8,000 円）
月額利用料 10 分の 10（上限 1 カ月 700 円）
※初期費用は、介護保険サービス福祉用具貸与の認知症老人徘徊感知器（99、100 ページ）を利用している人は対象外。
※機器購入費は、位置情報検索サービス用端末機を一括払いにより購入した場合に限ります。
※介護保険サービスで認知症老人徘徊感知器貸与対象の人であっても、GPS 機能付きのものに限り月額利用料のうち通信費は助成対象。
※契約の解除に伴う解約金等は、助成の対象外となります。
- 申し込み 地域包括ケア推進課、支所
- 利用方法 位置情報検索サービスを提供している民間事業者と直接契約し、ご利用いただきますが、助成の対象は利用決定日以降のサービス費用に限ります。
- 担当課 地域包括ケア推進課

